**旭川地区コンクール審査内規**

１．審査員の数は原則として７名とする。

２．審査員は審査票に「技術」「表現」の２項目を１０点～１点の１０段階で評価し記入する。

　　（１人20点満点～７人の合計140点満点→吹奏楽コンクールＡ編成は280点満点）

３．各審査員は最大でその部門の代表枠の数まで，地区代表として団体（個人）を推薦することが出来る。その際，推薦した団体（個人）の審査票に○印をつける。

４．○印１個につき１点を，上記２の点数に加点し，その団体（個人）の総合得点とする。

５．各部門の代表数の決定は次の通りとする。

（１）上記３でつけた○印が代表枠の数と同数の審査員が過半数に達した場合は，代表枠の数をその部門の代表数とする。

（２）上記（１）で過半数に達しない場合は（代表枠の数－１）個以上の○印をつけた審査員の数を数え，それが過半数に達した場合は，（代表枠の数－１）をその部門の代表数とする。

（３）上記（２）までで決まらないときには，以下同様に審査員の数が過半数に達するまで（代表枠－２）個以上，（代表枠－３）個以上，……の○印をつけた審査員の数を数え，その部門の代表数を決定する。

（４）また，○印をつけなかった審査員が過半数に達した場合は，その部門の代表は「無し」となる。

６．各部門の代表の決定は次の通りとする

（１）上記３でつけた○印が審査員の過半数に達した団体（個人）を代表とする。

（２）○印が過半数に達した団体（個人）が上記５で決まった代表数を超えた場合は，総合得点の高い順に代表とし，総合得点が同点の場合は○印の多い方を代表とする。

（３）○印が過半数に達した団体（個人）が上記５で決まった代表数に満たない場合は，総合得点の高い順に代表とし，総合得点が同点の場合は○印の多い方を代表とする。

（４）上記（２）（３）で総合得点が同点で○印も同数となった場合は，各審査員の評価の上下関係を見て，代表を決定する。

（５）上記の判定で決まらない場合は，審査員の協議で決定する。

（６）アンサンブルの代表については北海道吹奏楽連盟の規定により，同一団体から複数のグループを代表とすることができないので，そのような状況になった場合は，その団体の上位のグループのみを代表とし，上記（１）～（５）の方法で他団体から繰り上げて代表を決定する。

（７）代表になった団体（個人）が下記７で決定される各賞で銀賞，銅賞だった場合はそのまま銀賞代表，銅賞代表として発表する。ただし，代表になった団体（個人）よりも上位の賞を得たにもかかわらず代表を逃した団体（個人）が存在する場合に限り，発表時の整合性を保つために，代表を逃した団体（個人）と同じ賞に繰り上げて発表する。

７．各団体（個人）の金・銀・銅の各賞の決定は，上記４で決まった総合得点（技術・表現…140点満点，○印…７点満点～合計147点満点→吹奏楽コンクールＡ編成は287点満点）をもとに次のように決定する。

|  |
| --- |
|  金　賞＝106点以上　　 銀　賞＝49点～105点　 銅　賞＝48点以下（Ａ編成）(211点以上)　　　　　 　（98点～210点）　　　 （97点以下） |

８．審査員の数が都合により５名になった場合は，以上の内規の得点部分を５名用に換算し，この

内規をそのまま準用する。

|  |
| --- |
|  金　賞＝76点以上　　 銀　賞＝35点～75点　 銅　賞＝34点以下（Ａ編成）(151点以上)　　　　　 （70点～150点）　　　　 （69点以下） |

９．審査票，審査集計一覧表は出場団体（個人）に，原則として当日配布する。

10．以上に問題が生じた場合は，審査員等の意見を参考にして理事長が決定する。

平成３１年　４月　６日　一部改正施行